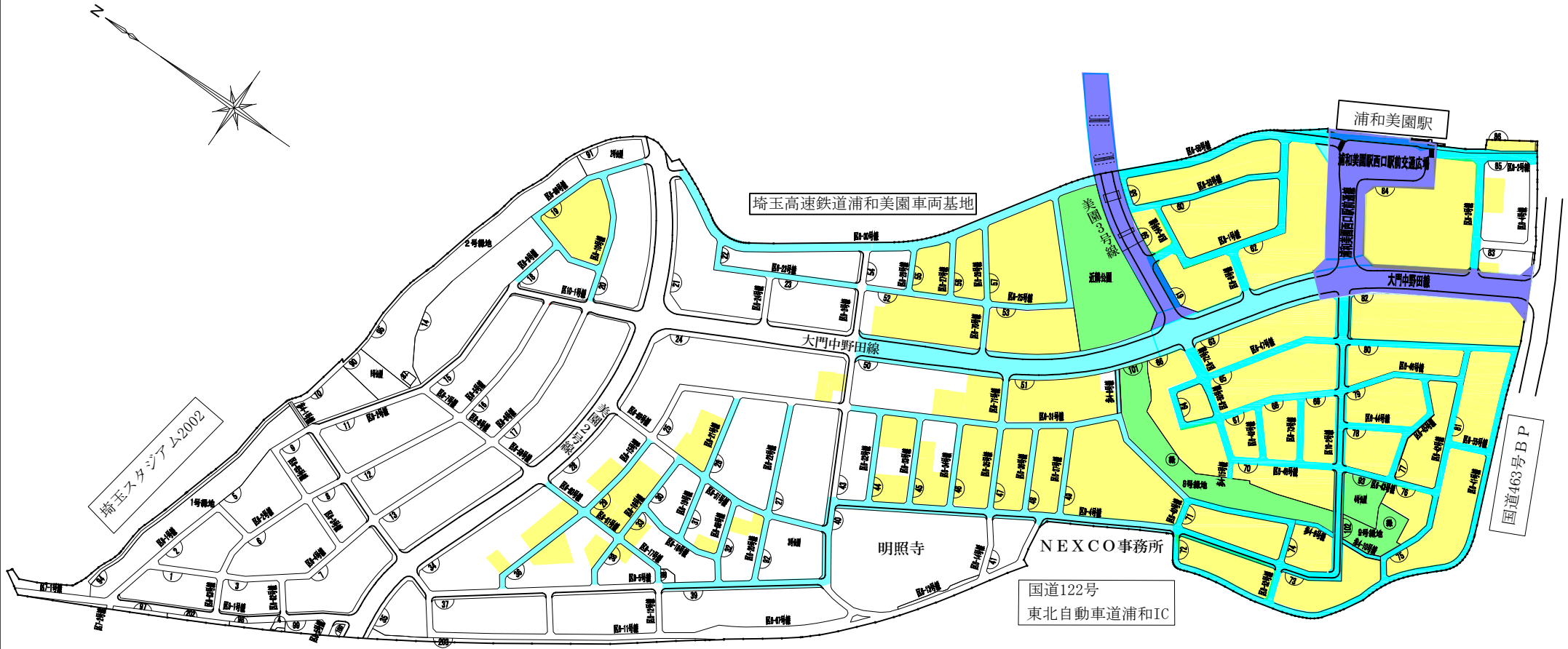


浦和東部第一特定土地区画整理事業 進捗状況図 (令和6年10月)



凡例

- 整備済み道路 (浦和東部まちづくり事務所 管理)
- 整備済み道路 (南部建設事務所 管理)
- 整備済み緑地・公園 (南部公園整備課 管理)
- 使用収益開始済み街区 (街区番号)

浦和東部第一特定土地区画整理事業に伴い、浦和東部まちづくり事務所で発行する証明書・受理する申請書等について

- 仮換地証明書、底地番証明書 (各種証明書1通につき300円かかります)
- 土地利用 (建物新築など) を図る⇒土地区画整理法76条の申請が必要です
- 土地利用に伴い、土地の分筆を行う⇒従前地分筆の申請が必要です
- その他ご不明の点は、下記問い合わせ先までご連絡ください

【問い合わせ先】

浦和東部まちづくり事務所 (さいたま市緑区大門2564-6)
 TEL048-878-5143 (管理係) TEL048-878-5140 (区画整理係)
 FAX048-878-5141
 e-mail : urawa-tobu-machidukuri@city.saitama.lg.jp